

# 横浜市社会福祉法人施設審査会事務取扱要領

制 定 平成 26 年 6 月 1 日

最近改正 令和 5 年 4 月 3 日

## 1 趣旨

横浜市社会福祉法人施設審査会運営要綱（以下「要綱」という。）に基づく審査会事務の取扱については、この要領の定めるところによる。

## 2 担当事務関係

要綱第 2 条第 1 項第 3 号の別に定める事業は、別表 1 のとおりとする。

## 3 審査基準関係

要綱第 8 条の別に定める評価項目は、別表 2 のとおりとする。

## 4 幹事審査基準関係

要綱第 12 条第 2 項の別に定める職は、別表 3 のとおりとする。

なお、機構改革等により職名が変更された場合は、新たな職名に読替えるものとする。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から実施する。

別表 1 (第 2 条第 1 項第 3 号関係)

事業名称	根拠法令等
特別養護老人ホーム	老人福祉法
老人短期入所施設	老人福祉法
養護老人ホーム	老人福祉法
軽費老人ホーム	老人福祉法
指定介護老人福祉施設	介護保険法
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法
介護老人保健施設	介護保険法
介護医療院	介護保険法
小規模多機能型居宅介護	介護保険法
認知症対応型共同生活介護	介護保険法
指定障害福祉サービス事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

別表 2 (第 8 条関係)

横浜市社会福祉法人施設審査会審査基準

評価項目		評価項目 (例示)
設置・運営主体の評価	1 組織体制(役員等)	(1) 理事長(代表者)の経験及び適格性
		(2) 役員(理事、監事)の構成
		(3) 施設長(管理者)の適任性
	2 運営状況	(1) 事業実績
		(2) 過去 3 か年の監査結果
		(3) 法人の経営状況
		(4) 施設運営の基本的考え方
	事業計画の評価	3 資金計画
(2) 経営資金(運転資金)の確保状況		
(3) 借入金償還計画の確実性		
4 用地等の状況		(1) 建設用地の確保
		(2) 建設用地の立地条件
		(3) 近隣対応
5 施設計画		(1) 施設内容及び整備方針
		(2) 利用者等への対応
		(3) 整備率
その他	6 特に考慮すべき事項	(1) 減点事項
		(2) 調整事項
		(3) その他

注 1 審査は、社会福祉法その他の法令等に定める基準に基づいて行うほか、この表の評価項目について行う。

注 2 この表の評価細目は例示である。審査会に附議する案件の所管課は、評価項目についての審査を適切に行うことができるよう、この表を参考にして評価細目を設定すること。

別表 3 (第 12 条第 2 項関係)

職名
財政局ファシリティマネジメント推進課長
建築局宅地審査課宅地企画担当課長
健康福祉局福祉保健課長
健康福祉局障害施策推進課長
健康福祉局高齢健康福祉課長
健康福祉局監査課長